平成２２年（フ）第５７７号
東京都八王子市弐分方町314番地11
破産者　照屋規一郎
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７８号
東京都八王子市鑓水２丁目73番地２―205
破産者　照屋規代治
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２５号
神奈川県横須賀市馬堀海岸３丁目４番９号
破産者　有限会社細谷歯科商会
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第８８号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立1756番地１
破産者　渡邊　明彦
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立1756番地１
破産者　亡渡邊十七三相続財産
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
長野県上田市小泉851番地２
破産者　有限会社長野トータルプラン
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９０号
長野県東御市加沢122番地13
破産者　株式会社アルミックス
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９１号
長野県東御市加沢286番地１
破産者　株式会社マテライト
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１９号
静岡県駿東郡清水町卸団地180番地
破産者　加藤商事合資会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０９号
名古屋市中区金山２丁目16番22号
破産者　株式会社キャリア
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２５号
名古屋市中川区荒子１丁目30番地の１
破産者　株式会社インテリアアート
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５９号
名古屋市西区城町205番地
破産者　有限会社リフォームユー
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
三重県志摩市志摩町和具398番地４
破産者　山本　義彦
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
京都市右京区花園木辻南町12番地
破産者　京都ミール花園協同組合
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７０３号
神戸市兵庫区吉田町３丁目２番12号
破産者　藤見造船株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６号
神戸市北区北五葉２丁目11―２―407、住民票上の住所神戸市須磨区南落合２丁目１番29号
破産者　吉見　雅子
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３１号
神戸市中央区北長狭通７丁目３番７号
破産者　株式会社サクラテック
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６３号
福岡県久留米市上津１丁目６番１―301号
破産者　株式会社ピュアテック
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第２８９号
長崎県諫早市小長井町打越992番地
破産者　株式会社森建設
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１４００号
札幌市西区発寒16条13丁目３番55号
破産者　有限会社札幌金型
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２５８号
青森県上北郡横浜町字林ノ後59番地１
破産者　有限会社山宝興業
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
川崎市川崎区旭町１丁目19番12号、開始決定時の住所川崎市川崎区大師駅前２丁目８番16号
破産者　近藤アツ子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
川崎市幸区大宮町26番地４
破産者　有限会社明光電設
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係